

～今年6月26日の実務研修会でご講演頂いた内容を2回にわたり掲載させていただきます～

第43回宗教法人実務担当者研修会

「宗教法人の基礎について」

文化庁宗務課 調査係長 橋積綾乃氏

宗教法人法の根幹をなす理念と特徴

宗教法人法は、信教の自由の尊重と政教分離の原則をその基盤としています。憲法で保障された信教の自由は、国の政治において常に尊重されるべきであり、宗教法人法も個人の宗教活動を制限するものであってはなりません。また、所轄庁（国や都道府県）が宗教団体の宗教上の事項に介入することは、いかなる形であっても許されません（法第85条）。

次に重要なのは聖・俗分離の原則です。宗教法人は、宗教的活動と世俗的な管理運営という二つの側面を持ちますが、宗教法人法が規定するのは後者の世俗的事項のみです。これにより、宗教法人の宗教活動の自由が保障されています。

そして、自治の尊重と自律性への期待が挙げられます。宗教法人法は、宗教活動の自由を最大限に保障するため、必要最小限の規制にとどめ、各宗教法人の自主的かつ自律的な運営に委ねています。例えば、役員の資格や任免、財産処分の方法などは、各法人がそれぞれの特性に応じて規則で自由に定めることができます。これらの理念に基づき、宗教法人は境内建物の設置や財産処分に行政機関の許可を必要としません。しかし、税法上の優遇措置が講じられていることから、宗教法人の公益性を常に意識した運営が求められます。

宗教法人法の主要な特徴としては、以下の3点が挙げられます。

認証制度：宗教法人の設立、規則の変更、合併、任意解散の際には、所轄庁の認証が必要です。これにより、不適切な団体が宗教法人となることや、法令に適合しない規則の作成・変更が防止されます。

責任役員制度：宗教法人には必ず3人以上の責任役員が置かれ、そのうち1人が代表役員となります。法人の事務は、原則として責任役員の過半数で決定され、各役員の議決権は平等です。

公告制度：被包括関係の設定・廃止や重要な財産処分を行う際には、信者その他の利害関係人に対し、規則で定める方法により公告することが義務付けられています。これは、法人の透明性を確保し、関係者とのトラブルを未然に防ぐために非常に重要です。

宗教法人運営の根幹をなす「規則」の重要性

宗教法人の管理運営は、各法人が独自に定める「規則」に基づいて行われます。規則は法人の運営の基本となるため、これに従って代表役員や責任役員を定め、合議によって法人の意思を決定し、総務や会計、財産管理などの事務を行うこととなります。

規則は、実際の法人の運営状況に合わせて定期的に見直し、必要に応じて役員数などを変更することも求められます。所轄庁からは、常に最新の規則を事務所に備え付けておくことが強く推奨されています。特に、規則変更の認証を受けた場合は、その内容を正確

に反映させた規則を速やかに備え付けなければなりません。これを怠ると、規則の紛失や、どの規則が最新であるか不明になるといった事態を招き、所轄庁への謄本申請など、無用な手間や負担が生じる可能性があります。

規則に従わない法人運営は、総代や信者とのトラブル、さらには社会的な信用の失墜にもつながりかねません。定期的に法人の規則を点検し、最新の認証規則に沿って運営がなされているか、また、独自に定めた細則や内部規程との矛盾がないか、運営の実態が規則と乖離していないかを確認することが重要です。問題があれば規則に合わせるか、所轄庁の認証を受けて規則変更を行う必要があります。

役員・事務決定・財務：透明性と適正性の確保

宗教法人の運営において、役員、事務の決定、財務の適正性は不可欠です。

役員に関しては、代表役員や責任役員が速やかに選任できない場合、代務者を置くことができるかとされています。また、仮代表役員や仮責任役員の制度も存在し、透明性のある意思決定のためにこれらを理解しておくことが求められます。

「宗教法人の事務」とは、宗教法人が社会において独立した団体として活動する上で、宗教活動に付随して行われる世俗的な業務全般を指します。これらの事務は、責任役員の合議によって決定されなければなりません。宗教法人法では、責任役員が事務の決定機関、代表役員が執行機関と位置付けられています。たとえ代表役員の意見が他の責任役員と異なり、その意見が否決されたとしても、代表役員は合議による決定を覆すことはできず、独断で事務を行うことはできません。宗教上のトップと代表役員が同一人物である場合でも、宗教法人法上の事務に関しては、代表役員も責任役員の一員として多数決に従う必要があります。

財務管理のポイントは(1) 財産の管理(2) 予算・決算の管理の2つです。財産の管理においては、資産・負債の増減を記録し、法人の財産状況を漏れなく把握することが重要です。これには、財産目録や貸借対照表を正確に作成し、事務所に備え付け、信者等に閲覧させる義務があります(法律上の義務)。特に小規模な法人では、法人財産と個人財産の厳格な区別、そして宗教活動と公益事業・収益事業を行う場合の区分経理が求められます。予算・決算の管理においても、収支計算書を正確に作成し、事務所に備え付け、信者等に閲覧させる義務があります(これも法律上の義務です)。

財産処分と登記：厳格な手続きの遵守

財産処分は、宗教法人運営における特に重要な側面であり、厳格な手続きが求められます。宗教法人法第23条により、被包括宗教法人や単立宗教法人が特定の「財産処分等」の行為を行う際には、信者その他の利害関係人に対し「公告」を行うことが義務付けられています。この公告は、行為の少なくとも1か月前に行わなければなりません。公告を怠ったり、期間を守らなかったりした場合、その行為は無効となる可能性があります。代表役員は法人に対して義務違反の責任を負うことになります。また、公告を行わないことで過料の処分を受ける可能性もあります。公告は、トラブル回避のためにも、定められた方法と期間を遵守し、証拠となる記録を残すことが重要です。反対意見が出された場合は、責任役員会で再検討するなど、意見を尊重した対応が求められます。

登記と登記に関する届出も重要です。宗教法人法第9条により、登記を行った場合は、遅滞なく登記事項証明書を添えて所轄庁に届け出る必要があります。特に、設立時の規則認証のほか、規則変更、合併、解散など、所轄庁の認証が必要となる事項は多岐にわたります。

事務所備付け書類と事業活動：公益性と透明性の確保

宗教法人は、法令で定められた事務所備付け書類を常に備え付けておく義務があります。これらの書類は、閲覧することに正当な利益がある信者その他利害関係人からの請求に応じて閲覧させる義務があります。閲覧請求に応じるか否かは個別の事例に応じて正当な利益があるか、不当な目的によるものではないかなどを考慮した上で、各宗教法人が自主的に判断します。

さらに、宗教法人は毎会計年度終了後4か月以内に、事務所備付け書類の一部（役員名簿、財産目録、収支計算書、貸借対照表など）の写しを所轄庁に提出しなければなりません。提出を怠ると過料の対象となる可能性があります。これらの書類は、たとえ内容に変更がなくても毎年提出が必要です。

宗教法人は、本来の宗教活動以外に、公益事業や、その目的に反しない限りにおいて公益事業以外の事業（いわゆる収益事業）を行うことが認められています。ただし、過大な事業展開は多大な負債や破産といったトラブルにつながる可能性があるため注意が必要です。収益事業で得られた収益は、当該宗教法人や公益事業のために使用されるべきであり、宗教活動の会計と収益事業の会計を明確に区分経理することが求められます。



規則変更の手順と注意点

規則の変更は、宗教法人運営において非常に重要な手続きです。最も重要な点は、規則変更を検討する段階で、あらかじめ天理教の各教務支庁や所轄庁と相談することです。これにより、規則内の矛盾や不明瞭な記述、誤字脱字などを事前に修正し、スムーズな手続きが可能になります。また、申請に必要な書類も、変更内容によって異なる場合があるため、事前の連絡調整が推奨されます。規則変更の手続きは、大きく分けて2段階あります。

法人内部の手続き

責任役員会の議決が必要です。規則に定めがある場合は、総代会や信者総会などの同意を得ます。被包括宗教法人の場合、包括宗教団体の承認が必要となることが多いです。被包括関係の設定・廃止に関する手続きを行う場合は、規則変更認証申請の少なくとも2か月前に、信者その他の利害関係人に対し、その旨を公告しなければなりません。

所轄庁への申請手続き

法人内部の手続きを終えた後、所轄庁へ規則変更認証の申請を行います。審査を経て問題がなければ、所轄庁から認証書が交付されます。認証を受けた後は、変更箇所を反映した新しい規則を直ちに作成し、事務所に備え付けておく必要があります。過去の変更が反映されていなかったり、誤字脱字があったりするケースも見受けられるため、この点の徹底が求められます。変更事項が登記事項に該当する場合は、認証書交付後2週間以内に登記所で変更登記を行い、その登記事項証明書を添えて所轄庁に届け出ます。

以上の点を遵守することで、宗教法人は法令に則り、透明性をもって安定した運営を行うことができます。 完

法人実務に役立つウェブサイト集①

世間でも宗教法人に関する書籍やウェブサイトはあまりなく、法人事務に必要な知識を得ることは容易ではありません。そこで法人課でよく利用する便利なサイトを何回かに分けて紹介していきます。

文化庁「宗教法人と宗務行政」

宗教法人のポータルサイト。各種書式をはじめ、所轄庁の最新の動きなどを知ることができます。また「宗教年鑑」や「宗務時報」、「宗教法人のための運営ガイドブック」をPDFダウンロードしたり、宗教法人の管理運営を動画で学ぶことができます。宗教法人の代表役員は必見のサイトです。



国税庁「タックスアンサー」

規模の小さい宗教法人であっても税務調査の対象になります。法人運営の上で適切な会計処理は必須ですが、税のルールは毎年のように変更があり、範囲も広く非常に複雑です。このサイトではQ&A方式やキーワード検索で知りたい情報にアクセスすることができて便利です。



宗教法人研修会開催状況（教区・直属）

教区開催(17教区1支部)

宮崎 鹿児島 福岡 鳥取 岡山 東京 埼玉 千葉 福島 徳島 長崎 香川
兵庫 長野 北海道(空知支部) 島根 奈良

直属開催(8直属)

佐野原 牛込 島ヶ原 鹿島 南 網干 治道 東海

昨今、教内でも宗教法人に関するトラブルが増加傾向にあります。さまざまな問題を未然に防ぐためには、代表役員である教会長一人ひとりに正しい知識を身につけていただくことが重要です。そこで、代表役員として必要な知識を学ぶ場として、教務支庁や直属教会（詰所）での「宗教法人研修会」の開催をご検討ください。プログラム等、お気軽にご相談ください。

弁護士法律相談室のご案内

教会に関する様々な法的トラブルのご相談承ります
毎月25日 午後2時以降
場所：教庁1階 宗教法人課
完全予約制です。事前にお電話等でご連絡ください

連絡先

奈良県天理市三島町1-1
TEL：0743-63-2157
FAX：0743-63-3804
MAIL：hojinka@tenrikyo.or.jp